

V. 教育・保育施設の充実

1. 教育・保育施設の量の見込み・確保の内容と実施時期

1) 年齢別児童数の推計

松伏町第5次総合振興計画の将来人口に基づき、住民基本台帳を用いて松伏町の児童数を推計しました。

松伏町の児童数は年々減少する傾向を辿っており、平成27年以降も減少が続くと予想されます。各年、年齢別の児童数の推計値は下表のとおりです。平成31年の11歳以下の児童数を2,621人と推計しました。

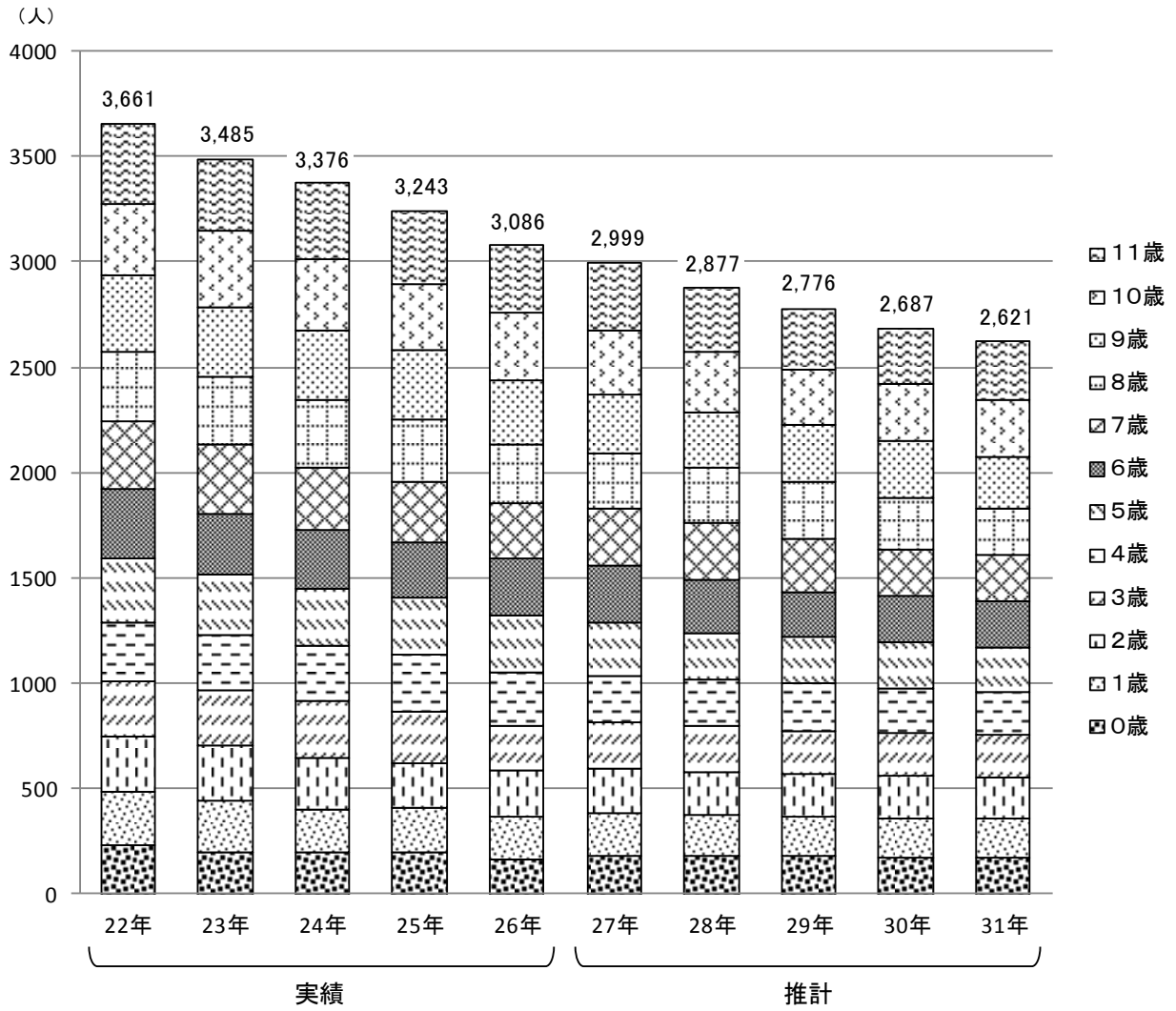
■松伏町の児童数の推移（実績と推計）

	実 績					推 計				
	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	31年
0歳	234	194	195	196	163	182	179	176	174	174
1歳	252	246	203	209	207	199	193	190	186	184
2歳	259	263	251	212	217	215	206	200	197	193
3歳	260	266	265	249	213	221	218	210	204	200
4歳	287	264	268	274	247	219	223	221	212	206
5歳	299	283	264	270	276	251	218	222	221	211
6歳	328	292	285	261	269	272	250	217	221	219
7歳	323	324	296	285	263	269	273	251	218	222
8歳	335	322	323	299	282	261	268	271	249	217
9歳	362	336	323	324	304	285	262	270	273	251
10歳	337	361	339	321	322	300	285	262	269	273
11歳	385	334	364	343	323	325	302	286	263	271
合計	3,661	3,485	3,376	3,243	3,086	2,999	2,877	2,776	2,687	2,621

※実績は各年4月1日現在

資料：住民基本台帳

松伏町の児童数の推移（実績と推計）



※実績は各年4月1日現在

2) 教育・保育の量の見込み

児童数の推計と「子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査」（平成25年度）の結果に基づき、教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）を推計しました。各年度、各区分の量の見込みは下表のとおりです。

教育・保育の量の見込み

(人)

		実績		量の見込み				
		24年度	25年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
1号認定		451	428	349	334	331	322	313
2号認定		274	349	308	294	291	284	276
教育ニーズ			51	56	53	53	51	50
保育ニーズ			298	252	241	238	233	226
3号認定	0歳	11	14	15	15	14	14	14
	1・2歳	127	113	151	145	142	139	137

【参考】認定区分について

- ・ 1号認定子ども：満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前子ども
- ・ 2号認定子ども：満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども
（保育を必要とする子ども）
- ・ 3号認定子ども：満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども
（保育を必要とする子ども）

3) 確保の方策

①特定教育・保育施設

町内には保育所（園）が5園、幼稚園が3園あり、うち1園が幼保連携型認定こども園です。

今後も、現在の幼稚園から認定こども園への移行について検討していきます。

②特定地域型保育事業

ニーズの動向を勘案して、実施を検討します。

7) 家庭的保育事業

0～2歳児を受け入れ、家庭的保育者の居宅、その他の場所で、保育所と連携しながら行われる小規模の異年齢保育で、定員は5人以下です。（いわゆる保育ママ）

1) 小規模保育事業

0～2歳児を対象とした、利用定員6人以上19人以下の保育施設です。

2) 居宅訪問型保育事業

保育を必要とする子どもの居宅において、0～2歳児に保育を提供する事業です。（いわゆるベビーシッター）

1) 事業所内保育事業

事業主が、主として事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を実施する保育施設を、企業内または事業所の近辺等に設置・運営する事業です。

教育・保育の量の見込みと提供体制

		町内に居住する児童						
		町内の施設を利用			町外の施設を利用			
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	
平成 27 年度	量の見込み (①)	212	270	151	137	38	15	
	提供 体制 (②)	特定教育・保育施設						
		特定地域型保育事業						
		認可外保育施設						
		確認を受けない幼稚園						
①-② (▲は提供の余剰)								
平成 28 年度	量の見込み (①)	203	259	145	131	35	15	
	提供 体制 (②)	特定教育・保育施設						
		特定地域型保育事業						
		認可外保育施設						
		確認を受けない幼稚園						
①-② (▲は提供の余剰)								
平成 29 年度	量の見込み (①)	201	256	141	130	35	15	
	提供 体制 (②)	特定教育・保育施設						
		特定地域型保育事業						
		認可外保育施設						
		確認を受けない幼稚園						
①-② (▲は提供の余剰)								
平成 30 年度	量の見込み (①)	195	250	139	127	34	14	
	提供 体制 (②)	特定教育・保育施設						
		特定地域型保育事業						
		認可外保育施設						
		確認を受けない幼稚園						
①-② (▲は提供の余剰)								
平成 31 年度	量の見込み (①)	190	242	138	123	34	13	
	提供 体制 (②)	特定教育・保育施設						
		特定地域型保育事業						
		認可外保育施設						
		確認を受けない幼稚園						
①-② (▲は提供の余剰)								

2. 教育・保育の一体的提供・推進に関する体制の確保

1) 基本的な方針

核家族化の進行や就労形態の多様化等により、子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。幼稚園での預かり保育や延長保育ニーズへの対応、保育所（園）における保育需要に応じた定員確保が求められますが、将来の就学前人口の減少を踏まえると、保育所（園）及び幼稚園の充実とともに、保育所（園）と幼稚園の一体化を進める必要があります。

こうした状況を鑑み、保育所（園）、幼稚園に加え、保護者の就労形態にかかわらず子どもが教育・保育の機会を得られる施設として、認定こども園の整備に取り組みます。教育・保育の一体的提供により、保護者の選択肢を広げ、多様化する保育ニーズに対応するとともに、子どもを安心して産み育てられる環境づくりを推進します。

2) 認定こども園のメリット

認定こども園のメリットとして、以下の諸点があげられます。

- ①親の就労の有無にかかわらず、施設を利用できる。
- ②適切な規模の集団を保ち、子どもの育ちの場を確保できる。
- ③0歳から5歳まで、一人ひとりの育ちに合わせた連続した教育・保育が行える。
(就労要件を満たさなくなった場合でも退園する必要がない。)
- ④既存の幼稚園を保育施設として活用できる。
(幼稚園では預かる時間が短いという保育ニーズに対応。)
- ⑤既存の保育所（園）を教育施設として活用できる。
(保育所(園)では小学校に入学したときの勉強が心配という教育ニーズに対応。)
- ⑥専業主婦家庭への支援を含む地域子育て支援を充実できる。

3) 一体的提供・推進に関する体制の確保

①教育・保育の質の確保

遊びなどを通して、豊かな感性や好奇心、思考力を養い、社会性を身につけていけるよう、質の高い教育・保育を各年齢に応じて連続的に提供します。

また、保護者のニーズを勘案しながら、子どもにとってより良い教育・保育環境が実現されるよう工夫します。

②職員の連携、質の向上に対する支援

教育・保育の一体的提供を実施する上で、職員が果たす役割は重要です。職員間の連携や情報共有を促進するとともに、質の高い教育・保育の提供、子育て支援の実現に向けて、職員の研修体制の充実、処遇面の改善を支援します。

③低年齢児保育の充実

産後の休業及び育休後の円滑な職場復帰を支援する上で、0歳児、1歳児の受け入れ態勢の充実が求められます。また、3歳までの時期は、人に対する基本的な信頼感が芽生え、特定の大人への安心感を基盤に徐々に社会性を身につけていく重要な時期であることから、低年齢児保育の充実に努めます。

④多様な就労形態への対応

共働き家庭が増加し、就労形態も多様化するなか、幼稚園における預かり保育や延長保育に対するニーズが高まっています。また、保育所（園）では、保育開始時間を早めたり、終了時間を遅くしたいという希望が増えています。こうした状況に配慮し、多様な就労形態に対応した教育・保育施設のあり方を検討します。

⑤保護者の認知の促進

認定こども園における教育・保育の一体的提供に対する保護者の認知度を高めるため、その特徴やメリット等について丁寧な説明と広報により周知し、保護者と職員間の連携を通して理解を深めます。

⑥保護者間の連携への支援

認定こども園における保護者の行事参加や各種活動の円滑化を図るため、就労の有無、利用時間の長短にかかわらず、保護者が相互に理解し連携できる環境づくりを支援します。

⑦地域子育て支援の推進

核家族化が進展するなか、就学前施設に対しては、子育て支援や家庭支援、地域的な保護者間のつながりの形成、子育ての不安解消等を支援する機能が求められています。

認定こども園、保育所（園）、幼稚園においても、未就園児に対する教育・保育や一時預かり等の充実、子育て支援や家庭支援の充実を推進します。

⑧小学校との連携・交流の推進

小学校入学にあたり子どもや保護者が抱く期待や不安に対して、子どもの発達や学びは連続しているという観点から、認定こども園、保育所（園）、幼稚園と小学校との連携・交流を促進し、小学校教育に円滑につなげていくよう配慮します。

3. 産後の休業及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

1) アンケート調査に見る職場復帰時の状況について

①実際の復帰時期

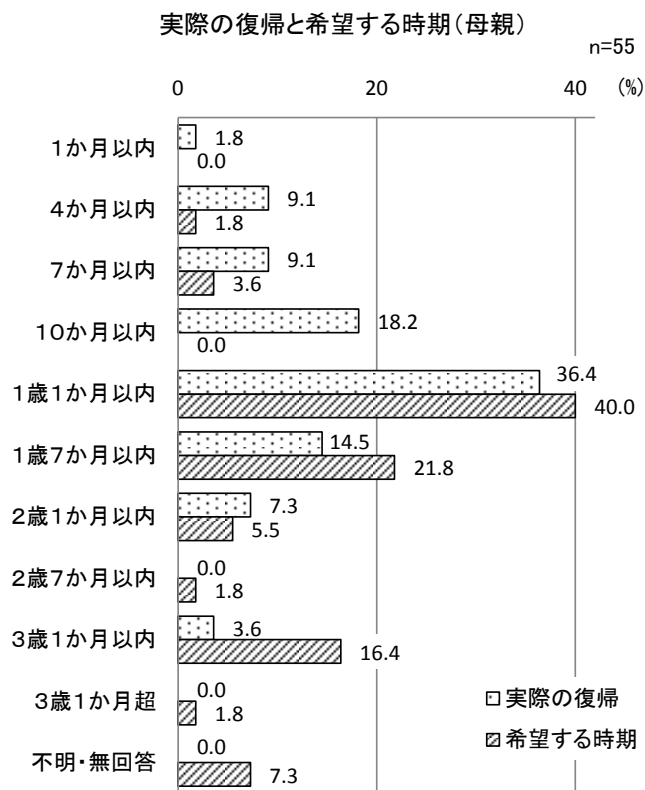
「1歳1か月以内」が36.4%で最も多く、1歳1か月までに74.6%が職場復帰しています。

0歳のうちに復帰したのは復帰した人全体の27.3%、1歳のうちに復帰したのは47.3%でした。

②希望する復帰時期

希望する復帰時期では、「1歳1か月以内」（40.0%）と「1歳7か月以内」（21.8%）で全体の61.8%を占めています。

0歳のうちの復帰を希望するのは全体の5.5%にとどまり、1歳のうちに復帰を希望する人が63.6%を占めています。



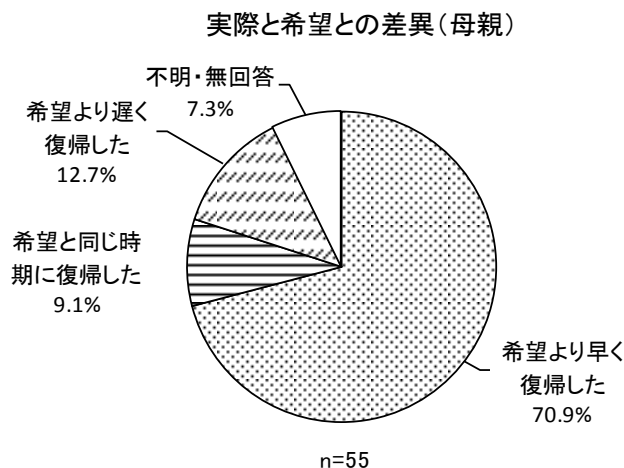
※1歳になった月を休業期間に入れるか否かで復帰時期に差異がでるため、1歳と1歳1か月が同じカテゴリーになるように分類している。

資料：子ども・子育て支援計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査（平成25年10月実施）

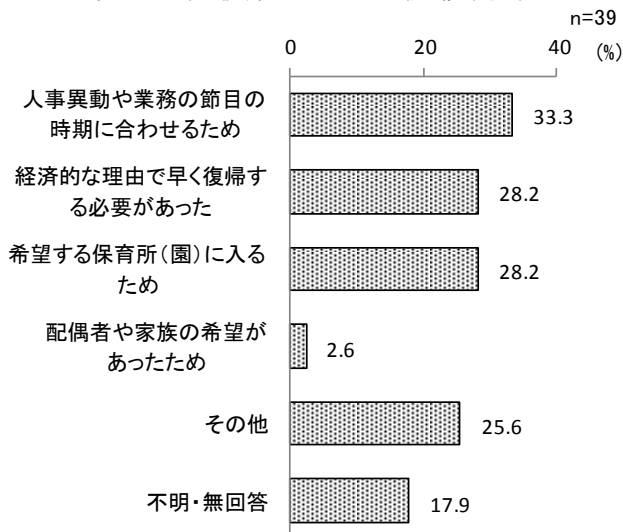
③希望より早く（遅く）復帰した理由

職場復帰した人のうち70.9%が希望より早く復帰しており、その28.2%が「希望する保育所（園）に入るため」を理由にあげています。

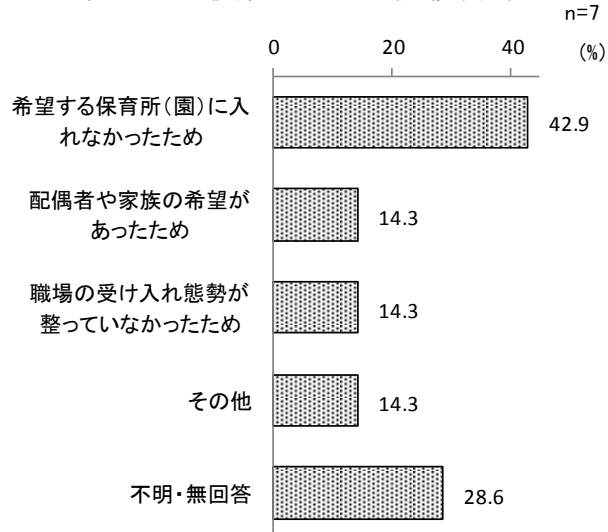
職場復帰した人のうち12.7%が希望より遅く復帰しており、その42.9%が「希望する保育所（園）に入れなかったため」を理由にあげています。



希望より早く復帰した理由(母親・複数回答)



希望より遅く復帰した理由(母親・複数回答)



資料：子ども・子育て支援計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査（平成25年10月実施）

2) 基本的な方針

アンケートでは、職場復帰した人のうち0歳のうちでの復帰が約3割、1歳のうちでの復帰が約5割となっています。また、復帰の時期が希望と異なった場合の理由として、職場や家庭、経済的な事情と並んで「希望する保育所（園）に入るため（入れなかったため）」があげられています。

こうした状況から、教育・保育施設における0歳児、1歳児の十分な受け入れ態勢を整備する必要があります。特に、復帰を希望する時期としては1歳のうちが6割強を占めていることから、1歳児の受け入れ体制を重点的に整備する必要があります。

3) 円滑な利用の確保方策

①受け入れ態勢の整備

産後の休業及び育休後の円滑な職場復帰を支援するため、認定こども園、保育所（園）における0歳児、1歳児の受け入れ態勢を整備し、保護者が希望する時期に職場復帰できる環境づくりに努めます。

②低年齢児保育の充実

3歳までの時期は、人に対する基本的な信頼感が芽生え、特定の大人への安心感を基盤に徐々に社会性を身につけていく重要な時期であることを踏まえ、低年齢児保育の充実に取り組み、保護者の保育に対する不安の解消に努めます。

③情報提供、相談・支援の充実

休業中の保護者に対する情報提供や相談・支援体制を整え、産後の休業及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用を促進します。

また、休業中の保護者に限らず、幅広い対象に対して地域の子育て支援や家庭支援体制について広報を行います。

④保育ニーズや事業者情報の収集と子育て関連地域事業者等との連携

教育・保育の更なる改善に向け、地域の保育ニーズや事業者情報の収集に取り組みます。また、子育て関連地域事業者等との連携を強化し、適宜適切な保育が提供される体制構築に努めます。